

令和5年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（新設）

要望元：農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		プロポリス原塊								
改正要望の内容		プロポリス原塊についてのWCOによる分類決定（第04.10項）を遵守するための適用税率を移行するほか、所要の調整を行う。								
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
04.10		昆虫類その他の食用の動物性 生産品（他の項に該当するも のを除く。）								
0410.90		その他のもの								
	100	1 あなつばめの巣	2.5%		無税	2.5%		無税	1.5%	
	XXX	2 その他のもの (1) プロポリス原塊				2.5%		無税	1.5%	細分新設
	200	(2) その他のもの	15%		4.5% ×無税	15%		4.5% ×無税	9%	
05.11		動物性生産品（他の項に該当 するものを除く。）及び第1類 又は第3類の動物で生きてい ないもののうち食用に適しな いもの								
0511.99		その他のもの								
	120	1 馬毛及びそのくず（支 持物を使用することなく 又は支持物を使用して層 状にしてあるかないかを 問わない。）並びに蚕種、 動物の精液、腱、筋、原皮 くず及び乾燥した血	無税			無税			（無税）	
	110	－ 馬毛及びそのくず（支 持物を使用することなく 又は支持物を使用して層 状にしてあるかないかを 問わない） － 腱、筋及び原皮くず	無税			無税			（無税）	

190	－ その他のもの 2 動物性の海綿	無税		無税		(無税)	
210	－ 課税価格が1キログラムにつき3,600円以上のもの	10%	×無税	10%	×無税	無税	
290	－ その他のもの	10%	無税	10%	無税	3.5%	
900	3 その他のもの	2.5%	無税	2.5%	無税	1.5%	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		2023年4月1日以降					
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>国際的な品目分類の統一を目的とするHS委員会（注）において、プロポリス原塊を第04.10項（食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く））に分類することが決定され、WCOにより承認された。</p> <p>（注）HS委員会は、品目表を定める国際条約である「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」に基づきWCO（世界税関機構）に設置されている委員会であり、品目表の解釈及び適用の統一を図る観点から、HS条約加盟国からの提案に基づき、個別物品の分類についての検討等を行っている。</p> <p>② 問題点</p> <p>我が国はHS条約加盟国であり、HS委員会の決定を遵守し、国際的に品目分類を統一させることに貢献していることから、WCOにおいて承認された品目分類を我が国において執行するため、関税改正を行うことが必要不可欠である。</p> <p>関税改正を行わない場合、プロポリス原塊の関税率表上の所属が0511.99-900号から0410.90-200号に移行することに伴い、実行税率が引き上げられることとなり、国内への影響が生じる。</p>					
改正の必要性和目的達成の見通し		<p>① 改正の方向性</p> <p>HS委員会によるプロポリス原塊の分類決定に従って我が国の品目分類の国際的な調和を確保する一方で、国内への影響回避の観点から、移行先の第0410.90号にプロポリス原塊の新たな細分を設けるとともに、0511.99-900号と同じ税率を適用することで、本品目に係る実行税率を維持する。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>2023年4月</p>					
改正の効果と妥当性		<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>本改正によって、HS委員会の決定を遵守しつつ、プロポリス原塊について適用される関税率を維持することで、現行の取り扱いとの連続性を確保できる。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>該当なし</p>					

	<p>③ 改正の妥当性</p> <p>本改正によって、HS委員会の決定を遵守しつつ、プロポリス原塊について適用される関税率を維持することができ、改正を行うことによる悪影響は想定されず、適用税率の混乱等の悪影響が回避できることから、本改正は妥当である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>財務省の令和4年度政策評価実施計画における政策目標において、「内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等」(5-1)、「多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進」(5-2)を掲げており、本要望はこれらの趣旨に沿うものである。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>本改正によって、プロポリス原塊に対し、適切な関税率を引き続き設定することができるとともに、適用税率の混乱等の悪影響を避けることができるため、税関分野における貿易円滑化の推進に寄与する。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>該当なし</p> <p>④ 関連措置</p> <p>該当なし</p>

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>該当なし</p>
<p>措置による効果</p>	<p>該当なし</p>